社会保障・税番号制度を円滑に導入する財政措置の拡充について

関東部会提出 説明担当 松戸市

国民一人ひとりに 12 桁の番号を付番し、国民の利便性の向上と行政手続きの 効率化、社会保障給付の適正化を図ることを目的に、全国各自治体で社会保障・ 税番号制度(いわゆるマイナンバー制度)の導入に向け準備が進められている。

平成27年10月には個人番号の通知、平成28年1月からは個人番号カードの交付が始まることとなる。

番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための極めて重要な社会基盤となるものであり、制度の導入には万全を期す必要がある。

なお、制度の導入に伴う情報システムに係る経費については、平成26年4 月に総務大臣から通知された、社会保障・税番号制度システム整備費補助金交 付要綱に基づき、予算の範囲内において補助するとされているが、実際に要す る既存システムの改修に係る経費を補助し、地方公共団体に費用負担が生じな いよう講ずる必要がある。

よって、地方自治体が深刻な財政難の中で円滑に事業を進めていくために国の制度創設に伴う情報システムの改修費用等については、地方における超過負担が生じないよう国の責任において必要な財政措置を拡充されることを強く要望する。